

# 鹿屋市建設工事等入札参加資格における格付総合点算出方法について

建設工事、建築設計監理及び測量設計の格付総合点算出式を下記のとおりとします。

## 【格付を行う業種】

|            |          |       |      |
|------------|----------|-------|------|
| 土木一式工事     | 建築一式工事   | 電気工事  | 管工事  |
| 造園工事       | 上水道工事    | 下水道工事 | 解体工事 |
| 建築設計監理業務委託 | 測量設計業務委託 |       |      |

## 【登録業種】

|      |        |         |     |
|------|--------|---------|-----|
| 舗装工事 | 安全施設工事 | 塗装・防水工事 | 畳工事 |
|------|--------|---------|-----|

格付は原則市内業者を対象としていますが、本市内の営業所等に委任する事業所で、別添『鹿屋市内の支店・営業所等の取扱いについて』の要件を満たす場合に限り、市内業者として格付・登録を行います。その他の事業者は格付は行わず、市外業者登録となります。

## 1 建設工事

### ① 【土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、造園工事】

総合点数＝「客観的要素」＋「主観的要素」＋「地域貢献度」－「減点」

$$T = 「A」 + 「B」 + 「C」 - 「D」$$

「客観的要素」 A：鹿児島県の格付総合点※

「主観的要素」 B：鹿屋市発注工事の実績額、成績を点数化したもの  
(鹿児島県の工事成績・施工実績評価換算表を準用)  
土木一式工事は5年間の実績（令和2年度～令和6年度）  
建築一式工事、電気工事、管工事は7年間の実績（平成30年度～令和6年度）  
造園工事は8年間の実績（平成29年度～令和6年度）

「地域貢献度」 C：鹿屋市との防災協定締結  
消防団協力事業所  
高年齢者の雇用  
鹿屋市優良工事等表彰  
鹿屋市働く世代がんゼロ推進事業健康づくり推進事業所  
災害復旧業務委託

「減点」 D：指名停止等（県と重複するものを除く）、市発注工事の遅延

※県の格付総合点を有しない事業者の客観的要素は経営事項審査の総合評定値（P 値）とし、地域貢献度の加点項目は②【上水道工事・下水道工事】に準ずるものとします。

### ② 【上水道工事・下水道工事】

上水道工事・下水道工事については、県の入札参加資格登録が無い場合、以下のとおり総合点数を算出します。

総合点数＝「客観的要素」＋「主観的要素」＋「技能士の評価」＋「地域貢献度」－「減点」

$$T = 「A」 + 「B」 + 「C」 + 「D」 - 「E」$$

|          |                                                                                                                                                                            |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 「客観的要素」  | A：経営事項審査の総合評定値（P 値）<br>上水道工事は「水道施設工事」の総合評定値<br>下水道工事は「土木一式工事」の総合評定値                                                                                                        |
| 「主観的要素」  | B：鹿屋市発注工事の実績額、成績を点数化したもの<br>（鹿児島県の工事成績・施工実績評価換算表を準用）<br>上水道工事・下水道工事は5年間の実績（令和2年度～令和6年度）                                                                                    |
| 「技能士の評価」 | C：次に掲げる資格者に対して加点する。（上水道工事のみ）<br>一級配管技能士、二級配管技能士                                                                                                                            |
| 「地域貢献度」  | D：鹿屋市との防災協定締結<br>消防団協力事業所<br>高年齢者の雇用<br>鹿屋市優良工事等表彰<br>鹿屋市働く世代がんゼロ推進事業健康づくり推進事業所<br>災害復旧業務委託<br>ボランティア活動<br>消防団員の雇用<br>障がい者の雇用<br>更生保護における協力雇用主<br>新規学卒者等雇用<br>男女共同参画・子育て支援 |
| 「減点」     | E：指名停止等、市発注工事の遅延                                                                                                                                                           |

## 2 建築設計監理及び測量設計

資格審査を行う年の4月1日現在の有資格者数及び営業年数並びに同日前4決算年度の業種別年間平均実績高を基にして総合点数を算出します。

$$T = 3A + 5B + C + D - E$$

T：総合点数

A：年間平均実績点数

B：有資格者点数

C：営業年数点数

D：地域貢献度

- ・鹿屋市との防災協定締結
- ・消防団協力事業所
- ・高齢年者の雇用
- ・鹿屋市働く世代がんゼロ推進事業健康づくり推進事業所
- ・ボランティア活動
- ・消防団員の雇用
- ・障がい者の雇用
- ・更生保護における協力雇用主
- ・男女共同参画・子育て支援

E：減点（指名停止等、業務遅延）

<地域貢献度の加点内容>

基準内容の詳細は提出書類一覧及び申請書の「地域貢献に関する事項」でご確認ください。

| 基準                                           | 点数                                                                                                               |
|----------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市との防災協定の締結                                   | 2 点                                                                                                              |
| 鹿屋市消防団協力事業所として認定                             | 2 点                                                                                                              |
| 高齢者の雇用（審査基準日において、満65歳以上の者を3月以上継続雇用していること。）   | 1 人 2 点（上限10点）                                                                                                   |
| 鹿屋市働く世代がんゼロ推進事業健康づくり推進事業所への登録                | 2 点                                                                                                              |
| 消防団員の雇用<br>（3月以上継続雇用していること。）                 | 1 人 2 点<br>2人以上 5 点                                                                                              |
| ボランティア活動<br>本市の公共施設等においてのボランティア活動（令和4・5・6年度） | 年間1回～2回 3 点<br>年間3回以上 6 点<br>（各年度上限6点、上限18点）                                                                     |
| 障がい者の雇用<br>（3月以上継続雇用していること。）                 | 1人以上 5 点<br>1年以上継続雇用している場合 5 点追加<br>（上限10点）                                                                      |
| 新規学卒者等雇用                                     | 1 人 2 点（上限6点）                                                                                                    |
| 更生保護における協力雇用主会等への登録                          | 2 点                                                                                                              |
| 男女共同参画・子育て支援                                 | 育児休業制度 2 点<br>介護休業制度 2 点<br>「次世代育成支援対策推進法」「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく一般事業主行動計画の策定・届出（各2点）                       |
| 鹿屋市優良工事等表彰<br>（令和5・6年度）                      | 優良工事表彰 2 点<br>優良技術者表彰 2 点<br>若手技術者表彰 1 点<br>（各年度、優良工事表彰と優秀技術者表彰を受けた建設業者に対し工事の区分ごとに加点し、上限5点。）                     |
| 災害復旧業務委託                                     | 過去2年間の受注件数<br>5件未満 2 点<br>5件以上10件未満 4 点<br>10件以上15件未満 6 点<br>15件以上 8 点<br>過去2年間の受注金額<br>50万円未満 1 点<br>50万円以上 2 点 |

※消防団協力事業所の認定及び消防団員の加入希望につきましては、鹿屋市安全安心課（市役所3階）へお問合せ下さい。

※鹿屋市働く世代がんゼロ推進事業健康づくり推進事業所の登録につきましては、鹿屋市健康増進課（鹿屋市保健相談センター）へお問合せ下さい。